

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年11月9日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月22日から同年12月12日まで縦覧に供する。

平成30年11月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
琴平町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 川北東地区	琴平町農政土木課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 本村地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 瓦屋股地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 柳の鼻地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 土居股地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 力行地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 誠心地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 上川原地区	〃